

【アメリカ】反ユダヤ主義を監視し、闘うための特使法

「反ユダヤ主義を監視し、闘うための特使法」(Special Envoy to Monitor and Combat Anti-Semitism Act of 2021, P.L.116-326. 全3か条)が、2021年1月1日に両院を通過して大統領に送付され、同年1月13日に大統領審署を受け、制定・施行された。同法は、2004年の「グローバル反ユダヤ主義監視法」(Global Anti-Semitism Review Act of 2004, P.L.108-332)の制定後も反ユダヤ主義の脅威が続いているとのアメリカ連邦議会の認識(第2条)に基づき、世界的に反ユダヤ主義を監視し闘うために、1956年制定の「国務省基本権限法」(State Department Basic Authorities Act of 1956, P.L.84-885)を改正することを主な目的としている。具体的には、ユダヤ人が虐待されている国や地域に派遣される「特使」をこれまでの国務長官指名から大統領が直接指名する方法に変更し(第3条(1)(B)(iii))、特使の任務を、外国で発生した反ユダヤ主義の扇動を監視し、これと闘うため米国政府の主要なアドバイザーとしての役割を果たし、また、米国政府全体の取組を調整する(第3条(2))こととする。なお、特使は大使と同等の地位にあり、反ユダヤ主義闘争の分野で認められた優秀な人物であるべきことも定められている(第3条(4)及び(5))。

海外立法情報調査室・伊藤 信博

・ <https://www.congress.gov/116/plaws/publ326/PLAW-116publ326.pdf>

【アメリカ】児童期入国者退去強制延期措置（DACA）に関する連邦規則案

児童期入国者退去強制延期措置（Deferred Action for Childhood Arrivals: DACA）とは、正規の入国書類を持たないで児童期に合衆国に入国した一定の要件を満たす者に対し、2年間は退去強制を行わず（更新可）、また、必要に応じて就労資格を認める措置である。DACAは、2012年6月15日のオバマ大統領（当時）の声明を受け、同日に国土安全保障省（DHS）長官（以下「長官」）が同省税関国境警備局（CBP）局長代理に対して発出したメモに基づき、運用が開始された。2014年11月20日には、同大統領は、DACAの要件を更に緩和することを公表した。

トランプ大統領（当時）は、2017年9月に、同月6日以降、DACAの新規申請を受け付けず、2018年3月5日以降、更新申請も停止すると公表した。しかし、同政権の政策変更が行政裁量の逸脱濫用に当たるとした2020年6月18日の連邦最高裁判所判決（Department of Homeland Security v. Regents of the University of California, 140 S. Ct. 1891 (2020)）等を受け、DHSは、DACAの新規申請の受付は停止したものの、更新申請には、通常の2年間ではなく1年間を認めていた。同年末には、別の判決により、更新申請には通常の2年間が認められることになった。

バイデン大統領は、DACAを存続させるため、連邦議会にDACA受益者への市民権付与等を働きかけてきたが、まだ成果はなく、また、2021年7月16日には、DACAを違法とする判決がテキサス州南部地区連邦地方裁判所で出された（Texas v. United States, 2021 U.S. Dist. LEXIS 133114）。これ以降、DHSは、DACAの更新申請には2年間を認めているが、新規申請の受付は停止している。

2012年以降の約9年間にDACAを認められた者は、82万5千人に上り、そのうち51万4千人が国内に滞在している。上記のように、再三の方針転換にさらされてきた、これらの者の身分の安定を図るため、2021年9月28日に、長官は、DACAに関する連邦規則案を公表した（86 Fed Reg 53736 (Sep.28, 2021)）。この規則案の概要は、次のとおりである。

①長官は、入手可能な資源の制約に照らして執行活動の優先順位を定める等の広範な執行裁量を有し、DACAはその一形態である。DACAは、外国人に合衆国に滞在する権利等を付与しない。外国人へのDACAの付与は、その者に対して、長官が退去強制を行い、又は長官及び他の連邦機関が刑事上の及び他の執行活動を行うことを妨げない。

②長官は、次の要件を満たす請求者に対し、単独の裁量によりDACAを認めることができる。(a)16歳未満で合衆国に入国すること、(b)2007年6月15日からDACA請求時まで、継続して合衆国に滞在すること、(c)2012年6月15日とDACA請求時の両方において、合衆国に滞在すること、(d)2012年6月15日とDACA請求時の両方において、合法的な移民資格を有しないこと、(e)就学中であること、高校卒業資格を有すること、合衆国軍隊の退役軍人等に該当すること、(f)重罪、一定の軽罪、3以上の軽罪等により有罪判決を受けていないこと、(g)1981年6月16日以後に出生し、かつ、請求時に15歳以上であること。

③DACAの請求は、DHSの市民権移民局（USCIS）に提出しなければならないが、同局は、これを審査する独占的な権限を有する。司法省移民審判事務局（EOIR）は、DACAの請求を審査し、又はUSCISの承認若しくは拒絶を再審査する権限を有しない。DACAは、当初期間又は更新期間として2年間が認められる。DACAが終結する際には、就労資格も自動的に終結する。

④①から③までの規定に従いDACAを認められた外国人に、就労資格を認める。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-09-28/pdf/2021-20898.pdf>

【EU】欧州委員会 2022 年事業計画

2021 年 10 月 19 日、欧州委員会は、「欧州委員会 2022 年事業計画—共に欧州を強化する—」(COM(2021)645. 以下「2022 年事業計画」)を公表した。事業計画は、欧州委員会が翌年実施予定の主な施策を示すもので、毎年 10 月に公表される。2022 年事業計画は、ウルズラ・フォン・デア・ライエン (Ursula von der Leyen) 欧州委員会委員長が 2019 年の就任に際して示した 6 つの主要テーマに沿って、42 の新たな施策を提示した。

主要テーマ及び提示された施策例は、次のとおりである。①欧州グリーン・ディール：2050 年までの気候中立（温室効果ガス排出量実質ゼロ）達成に向けて、大気中から二酸化炭素を除去する取組を促進するため、こうした取組を認証する規制枠組みに関する立法を提案する。②デジタル時代にふさわしい欧州：製品のサイバーセキュリティ基準を定める「欧州サイバー・レジリエンス法」を提案する。③人々のための経済：職業上のアスベストばく露からの労働者の保護に関する立法を提案する。④国際社会におけるより強い欧州：環境に配慮したエネルギーへの移行等に関する国際エネルギー戦略を策定する。⑤欧州的生き方の推進：保育から介護までを含む「欧州ケア戦略」を策定する。⑥欧州の民主主義の更なる推進：メディアの自由に影響を及ぼす活動の透明性向上等のための「欧州メディア自由法」を提案する。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52021DC0645>

【EU】マネーロンダリング防止及びテロ資金供与対策パッケージ

2021 年 7 月 20 日、欧州委員会は、マネーロンダリング防止及びテロ資金供与対策 (Anti-money laundering and countering the financing of terrorism: AML/CFT) に関する政策パッケージを公表した。同パッケージは、欧州委員会が 2020 年 5 月に公表した AML/CFT 行動計画 (本誌 No.284-2 (2020 年 8 月) p.32 参照) を実行するためのもので、次の 4 つの立法提案からなる。

①EU における AML/CFT 監視の中心となる新たな EU 機関の設置規則案 (COM(2021) 421)、②既存の AML/CFT 指令 (Directive (EU) 2015/849. 本誌 No.278-1 (2019 年 1 月) pp.6-7 参照) の一部を引き継ぎ、更に暗号資産サービス提供者や一部のクラウドファンディングプラットフォーム等への適用拡大等を行う AML/CFT 規則案 (COM(2021) 420)、③既存の AML/CFT 指令から、②の規則案で規定する以外の事項 (各 EU 加盟国の AML/CFT 所轄官庁に関する事項等) を引き継ぐ第 6 次 AML/CFT 指令案 (COM(2021) 423)、④暗号資産の資金移動追跡を可能にする資金移動規則 (Regulation 2015/847/EU) 全面改正案 (COM(2021) 422) である。

欧州委員会は、欧州議会及び EU 理事会はこれらの立法提案を迅速に審議し、①の新機関については、2024 年に発足させるべきであるとしている。

海外立法情報課・濱野 恵

・ https://ec.europa.eu/info/publications/210720-anti-money-laundering-countering-financing-terrorism_en

【イギリス】2021年（ロンドン・キャピタル&ファイナンス社及び詐欺補償基金）補償法

金融サービス会社のロンドン・キャピタル&ファイナンス社（London Capital and Finance plc: LC&F）が2019年1月に破綻した。2021年10月20日、その影響を受けた顧客に補償金の支払を行うための法律「2021年（ロンドン・キャピタル&ファイナンス社及び詐欺補償基金）補償法」（Compensation (London Capital & Finance plc and Fraud Compensation Fund) Act 2021）が制定・施行された。

LC&Fは英国の金融規制当局の一つである金融行為規制機構（Financial Conduct Authority: FCA）による規制を受けていたが、LC&Fが販売していたミニ債券（mini-bonds）という商品は、FCAの規制の対象ではなかった。そのため、LC&Fの債券保有者の大半は、FCA等が規則を定めている金融サービス補償機構（Financial Services Compensation Scheme: FSCS. 金融機関の破綻時や支払不能時の補償を管理する。）による補償を受けることができず、大きな被害が出ていた。そのような状況を受け、2019年5月、財務省の経済担当政務官は、LC&Fの規制に関する調査実施をFCAに指示した。そして、その調査のためにFCAにより任命された元控訴院裁判官のエリザベス・グロスター（Elizabeth Gloster）氏が2020年12月に報告書を発表し、FCAは、法で定められている目的を効果的に果たすことができる方法でLC&Fに関する役割を果たしていなかったと結論付けた。政府は、そのような状況や債券保有者の損失規模を考慮し、2020年12月、LC&Fの債券保有者に対する補償制度を設けることを発表していた。

同法は、全3か条から成り、LC&F破綻により影響を受けた顧客への補償金の支払を可能とするため、雇用年金省（Department for Work and Pensions）の公社である年金保護基金（Pension Protection Fund: PPF）の理事会に支出する財政根拠を財務省に与え（第1条）、2004年年金法（Pensions Act 2004）の改正により、その支出を、同理事会が運営する詐欺補償基金（Fraud Compensation Fund: FCF）の資金の一部とする権限を主務大臣に与える（第2条）。

海外立法情報調査室・上綱 秀治

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/29/contents/enacted>
- <https://bills.parliament.uk/publications/42916/documents/749>
- <https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8550/CBP-8550.pdf>
- <https://www.fca.org.uk/news/news-stories/london-capital-and-finance-plc>
- <https://www.fscs.org.uk/news/investing/mini-bonds-should-you-invest/>
- <https://www.fscs.org.uk/about-us/>
- <https://www.gov.uk/government/organisations/pension-protection-fund>
- <https://www.ppf.co.uk/about-us/what-we-do/fraud-compensation-fund>

【イギリス】学校制服の費用に関するガイダンスの法制化

教育省は、2013年公表の学校制服に関するガイダンスの中で、①制服は、生徒やその家族が志望校への出願や入学ができないと感じるほどに高価なものであってはならない、②学校は、保護者が制服をスーパーなどで手軽に購入できる選択肢を設ける、③入札を行わずに単一の卸売業者（supplier）と独占契約を結ぶことは避けるべきである等を示していたが、これは法的拘束力を持つものではなかった。2015年11月、財務省が公表した、家計や企業の負担軽減のために市場競争を活性化させることを目的とした政策文書の中で、学校制服を購入した家庭の5分の1が経済的困窮を経験したと報告され、その解決策として現行のガイダンスを法制化する政府の方針が示された。

この方針を受けて、2021年4月29日、2021年教育（学校制服の費用に関するガイダンス）法（Education (Guidance about Costs of School Uniforms) Act 2021, c.20）が制定され、同年6月29日に施行された。同法は、全2か条から成り、1996年教育法（Education Act 1996, c.56）に新たな規定である第551A条を設けるものである。第551A条は、主務大臣に、イングランドにおいて、学校を管轄する機関（アカデミー（国の補助金で運営される学校）等の場合は所有者、公費維持学校の場合は学校理事会、委託学校（何らかの理由で学校に行けない者等が短期間通う学校）の場合は地方自治体）に対して、制服の費用面に関するガイダンスを発行する義務を課す（第1項）。また同条は、管轄する機関に、主務大臣から発行されたガイダンスを考慮する義務を規定する（第3項）。

海外立法情報課・田村 祐子

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/20/contents>
- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/56/contents>

【イギリス】美容整形から未成年者を保護する法律

2021年4月29日、2021年ボツリヌス毒素及び美容用フィラー（子供）法（Botulinum Toxin and Cosmetic Fillers (Children) Act 2021, c.19）が制定された。ボツリヌス毒素と美容用フィラー（ヒアルロン酸等）は、どちらももしわ改善に効果がある注入剤で、そのほか、ボツリヌス毒素は、エラの張りなど、フィラーは、唇や鼻などの形を整える用途にも使われる。メスを使わない手軽さから若者にも人気の施術法となっている反面、注入を行う施術者に医療資格は必須ではなく、副作用や健康被害が生じた者の身体的・金銭的リスクが大きかった。そのため、美容整形から未成年者を保護することを目的として、この法律が制定された。

この法律は、全6か条から成り、制定日と同日に施行された一部規定を除き、主務大臣が定める規則により指定された日に施行される。主な規定は、以下のとおりである。18歳未満の者に対して、美容目的でボツリヌス毒素又はフィラーを注入する行為が犯罪とみなされ（第1条第1項）、犯罪を行った者は罰金刑に処される（第1条第6項）。ただし、①医師又は②医師の指示に従って看護師、薬剤師等が施術を行った場合、③施術を受ける者に年齢確認をし、18歳以上であると合理的に確信した場合は例外とする（第1条第4項）。事業主が、18歳未満の者に対して、ボツリヌス毒素又はフィラーを、承認された者（①医師、②医師の指示に従っている看護師、薬剤師等）以外の者に注入させる事業を行うことを犯罪とし、違反した場合は事業主を罰金刑に処す（第2条）。第2条の行為が、企業の取締役、管理職等の同意、共謀又は怠慢による場合も、同様である（第3条）。

海外立法情報課・田村 祐子

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/19/contents>

【フランス】5月5日のサッカーの試合の停止のための法律

2021年10月20日、5月5日のサッカーの試合の停止のための法律第2021-1360号が制定され、翌21日に公布・施行された。本法律は、「フリアニの悲劇（catastrophe de Furiani）」の犠牲者に敬意を表するための法律である。「フリアニの悲劇」とは、1992年5月5日、コルシカ島（Corse）のフリアニにあるアルマン・チェザーリスタジアム（stade Armand-Cesari）で行われた、SCバスティア（Sporting Club Bastia）とオリンピック・マルセイユ（Olympique Marseille）による、クープ・ドゥ・フランス（Coupe de France）の準決勝で、同スタジアムの観覧席が崩壊し、死者19名（うち1名は事故から4年後に死亡）及び2,300名以上の負傷者を出した事故である。この事故以来、犠牲者の家族が、犠牲者に敬意を表するために、5月5日にサッカーの試合を開催しないよう求めていた。

本法律は、5月5日にサッカーの試合の開催を禁止する条文をスポーツ法典（Code du sport）に加える1条のみから成る。この規定の対象となるのは、フランスのプロサッカーのリーグ・アン（Ligue 1）及びリーグ・ドゥ（Ligue 2）、プロ、アマチュアを問わずフランス国内の全チームが参加するクープ・ドゥ・フランス、リーグ・アンの優勝チームとクープ・ドゥ・フランスの優勝チームが対戦するトロフェ・デ・シャンピオン（Trophée des Champions）に関連する試合である。また、これらの試合を除いて、ユースの試合も含め、フランスサッカー連盟（Fédération Française de Football）主催の試合を5月5日に開催する場合には、1分間の黙祷（もくとう）を行わなければならない。さらに、同日にアマチュア選手権の公式試合を開催する場合には、両チームの選手及び審判員らは、黒い腕章を着用するものとする。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/dossierlegislatif/JORFDOLE000041573143/>

【ドイツ】連邦議会議員の透明性規定を改善し、刑法典第 108e 条の罰則範囲を拡張する法律

2021 年 10 月 18 日に「ドイツ連邦議会議員の透明性規定を改善し、刑法典第 108e 条の罰則範囲を拡張する法律」(BGBl. I 2021 S. 4650) が公布された (翌 19 日施行)。同法は、第 1 条：議員法 (BGBl. I 1996 S. 326) の改正、第 2 条：行政裁判所法 (BGBl. I 1991 S. 686) の改正、第 3 条：刑法典の改正、第 4 条：施行の全 4 か条から成る。あわせて、コロナ関連の連邦議会議事規則改正 (BGBl. I 2021 S. 4830) (本誌 290-1 号 (2022 年 1 月) p.5 参照) により、同規則第 18 条「行為規範」及び附則 1「連邦議会議員のための行為規範」は廃止された。

同法は、2021 年春のいわゆるマスク事件 (CDU/CSU 連邦議会議員等のコロナ用医療マスク調達に関連した金銭スキャンダル) をきっかけとし、議員法の透明性規制の隙間をふさぎ、規制強化を目的とするものである。ドイツは、既に 2014 年 10 月 10 日に、欧州評議会の腐敗防止参加国部会 (GRECO) 第 4 次評価報告書において、連邦議会の透明性規制の大幅な改善勧告を受けており、その後の 2 つの実施報告書 (直近は 2019 年 6 月 21 日) でも、改革が不十分であることを指摘されていた。そもそも、連邦議会議員の透明性に関する規制は、議員法とその下位法令である「ドイツ連邦議会議事規則」(BGBl. I 1980 S. 1237) 附則 1「連邦議会議員のための行為規範」及び「連邦議会議員のための行為規範に関する施行規則」(BGBl. I 2013 S. 1645) (本誌 229 号 (2006 年 8 月) pp.114-132 参照) から構成される複雑なものであったため、その整理が必要とされていた。今回の議員法改正により、行為規範の規定が議員法に組み込まれた (第 11 章第 45 条から第 52a 条まで)。今後は、次のとおり透明性規制が厳格化される。

①**収入の開示**：届出が義務付けられている議員の副業や株式保有による収入は、1 ユーロ以下セント単位まで開示される。月額 1,000 ユーロ (1 ユーロは約 131 円)、年間通じて活動する場合は 1 暦年当たり総額 3,000 ユーロを超える収入には、届出義務が適用される。②**株式の保有状況**：議員が企業株式を保有する場合については、従来の 25%に代わり、5%保有から届出・開示義務が課されることとなった。保有株式からの配当金や利益分配といった収入も、初めて、同様の義務が課されることとなった。活動対価として付与される株式オプションの権利行使も同様である。③**有償でのロビー活動の禁止**：連邦議会議員が第三者から報酬を得て連邦政府や連邦議会に対してロビー活動を行うことや、議会活動に関連した講演料の受取も禁止される。これらの禁止事項に違反した場合は、ビジネス目的で連邦議会議員職を濫用した場合と同様に、秩序金 (Ordnungsgeld) が科せられる。議員による議員資格の濫用や報酬を伴う第三者のための利益代表の禁止に違反して収入を得た場合には、秩序金に加えて、その収入も連邦議会に納めなければならない。また、従来の金銭価値を有する出捐 (寄附) (Geldwerte Zuwendungen (Spenden)) の記録義務及び一定額を超える場合の報告義務等に加えて、議員が金銭的寄附 (Geldspenden) を受け取って手元に残すことの禁止が明記された。④**汚職・贈収賄に対する罰則の強化**：刑法典第 108e 条に定める議員の汚職・贈収賄の罪は、従来の 5 年以下の自由刑又は罰金刑に代わり、今後は 1 年以上 10 年以下の自由刑に処されることが規定された。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <https://dip.bundestag.de/vorgang/.../276851>

【ドイツ】時間使用調査法の制定

2021年6月8日、時間使用調査法（BGBl. I 2021 S.1293）が公布され、同年7月1日に施行された。時間使用調査は、社会の動向を説明、分析するための統計情報を提供することを目的としており、特に社会・政治的措置を講じる準備や同措置の定期評価及び他の EU 加盟国との比較のために利用される。

同法は全 10 か条から成り、その構成は次のとおりである。第 1 条：調査の性質及び対象、第 2 条：調査の目的、第 3 条：調査単位及び抽出調査、第 4 条：任意性、承諾及び費用補償、第 5 条：周期及び報告期間、第 6 条：調査の指標、第 7 条：補助指標、第 8 条：処理、第 9 条：命令への授権、第 10 条：施行。

時間使用調査では、任意参加の 10,000～15,000 世帯からデータを収集する。世帯調査や個人調査を行うが、調査の核となるのは、参加者が 3 日間の全ての行動を 10 分単位で記録する日誌である。これらにより、世帯に関する一般的な情報だけでなく、仕事、余暇のほか、家事、育児、ボランティア等の無償労働に費やしている時間についても知ることができる。

同法に基づき、2022 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで時間使用調査が行われる。1990 年以降、連邦統計局は時間使用調査を 10 年ごとに行ってきた。これまでは、連邦統計法（BGBl. I 2016 S. 2394）第 7 条に規定する特別な目的のための調査として実施してきたが、2022 年以降は、時間使用調査法が法的根拠となり、定期的に時間使用に関する情報を収集するための調査が実施される。

国会レファレンス課・近藤 里南

・ <https://dip.bundestag.de/vorgang/.../271955>

・ <https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/service/gesetze/zeitverwendungserhebungsgesetz-zveg-162634>

【韓国】社会福祉施設での給食に関する法律の制定

2021 年 7 月 27 日、「老人・障害者等社会福祉施設の給食安全支援に関する法律（法律第 18360 号）」が制定、公布された。本則全 10 か条及び附則から成り、2022 年 7 月 28 日に施行される。この法律は、社会福祉施設に居住し、又は利用する老人、障害者等に対する団体給食の管理支援に必要な事項を規定し、衛生上の危害を防止し、栄養を増進させ、社会福祉施設に居住し、又は利用する老人、障害者等の健康増進及び生活の質向上に資することを目的としたものである（第 1 条、第 2 条）。この法律により、特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道の長又は市、郡、自治区の長が社会福祉給食管理支援センターを設置・運営することができる（第 5 条）とする規定が置かれた。また、食品医薬品安全処（国務総理所属の中央行政機関：「政府組織法」第 2 条、同法第 25 条）長は、中央社会福祉給食管理支援センターを設置・運営することができる（第 6 条）。加えて、食品医薬品安全処長及び地方食品医薬品安全庁（食品医薬品安全処長の下に置かれる機関：「食品医薬品安全処及びその所属機関職制」第 2 条第 2 項）長による中央社会福祉給食管理支援センター及び社会福祉給食管理支援センター等に対する監督・指導に関する規定（第 7 条）が置かれた。

海外立法情報課・中村 穂佳

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N2N1C0T6G1L1R1K1C3Z5R1N0V1S2T6

・ https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=45510

・ https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=45710

【韓国】手術室への CCTV 設置の義務付け

2021年9月24日、「医療法」改正法が公布された（法律第18468号）。施行は、2023年9月25日である。韓国では、手術中の医療事故や無資格者等による代理手術（本来の執刀医以外による手術）、性犯罪等への対策として、手術室に CCTV（閉鎖回路テレビジョン）を設置することについて議論になっていた。これに関して、今回の医療法改正では、第38条の2を新設し、全身麻酔等、患者の意識がない状態での手術を行う医療機関の開設者に対し、手術室の内部に閉鎖回路テレビジョンの設置を義務付けた。国及び自治体は、設置等に必要な費用を支援することができる。なお、個人情報保護法施行令（大統領令第31429号）第3条第1号において閉鎖回路テレビジョンが定義されている。

医療機関の長又は医療人（医師・歯科医師・韓医師（韓方の医療及び保健指導を任務とする者：医療法第2条第2項第3号）・助産師・看護師：医療法第2条第1項）は、患者又はその保護者が要請する場合（医療機関の長又は医療人が要請し、患者又はその保護者が同意する場合を含む）、全身麻酔等により患者の意識がない状態で手術を行う場面を閉鎖回路テレビジョンで撮影しなければならない。撮影を拒否することができるのは、手術が遅れた際に生命の危機又は心身上の重大な障害をもたらすような緊急手術を行う場合、患者の生命を救うため積極的な措置が必要な危険度の高い手術を行う場合、専攻医（医師免許を持ち、専門医資格取得のための修練を受ける者：「専攻医の修練環境改善及び地位向上のための法律」第2条第1号）の修練等の目的の達成を著しく阻害するおそれがある場合、その他保健福祉部令で定める事由がある場合のいずれかに該当する正当な事由がある場合に限られる。撮影を行う場合、録音機能を使用することはできないが、患者及び当該手術に参加した医療人等の情報主体（「処理される情報により識別することができる者であって、その情報の主体となる者をいう。」：「個人情報保護法」第2条第3号）全員の同意がある場合には、この限りでない。

閉鎖回路テレビジョンが設置された医療機関の長は、撮影した映像情報に関して、安全性確保に必要な技術的、管理的及び物理的措置を講じなければならない。医療機関の長は、犯罪捜査等のため関係機関の要請がある場合、韓国医療紛争調停仲裁院が医療紛争の調停又は仲裁手続の開始後に患者又はその保護者の同意を受けて当該業務遂行のため要請する場合、患者及び当該手術に参加した医療人等の情報主体全員の同意がある場合を除いて、撮影した映像情報を閲覧（医療機関の長自らの閲覧を含む。）させ、又は提供してはならない。

何人も、撮影した映像情報を本法律の規定によらずに探知し、漏出・変造し、又は毀損してはならず、本法律で定める目的外の用途に使用してはならない。また、医療機関の長は、撮影した映像情報を、30日以上保管しなければならない。

海外立法情報課・中村 穂佳

- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_I2N1B0L8C2K3F1X2U1R1W0V7Z9I5X4
- <https://www.nars.go.kr/report/view.do?page=86&cmsCode=CM0018&categoryId=&searchType=TITLE&searchKeyword=&brdSeq=16698>
- <https://www.humanrights.go.kr/site/program/board/basicboard/view?menuid=001004002001&boardtypeid=24&boardid=7605171>
- https://www.acrc.go.kr/acrc/board.do?command=searchDetail&menuId=05050102&method=searchDetailViewInc&boardNum=87771&currPageNo=36&conflD=4&conConflD=4&conTabId=0&conSearchCol=BOARD_TITLE&conSearchSort=A.BOARD_REG_DATE+DESC%2C+BOARD_NUM+DESC

【中国】安全生産法の改正

生産現場での事故防止を目的とする安全生産法は、2002年に制定され、2009年及び2014年に一部改正がなされている（本誌261-1号（2014年10月）p.31参照）。2016年に中国共産党中央委員会及び国務院が「安全生産領域の改革発展の推進に関する意見」を発表して安全生産の新たな原則、方針等を示し、2018年の省庁改革で関係部門の所管が変更されたこと等を受け、2018年から法律の改正が進められていた。2021年6月10日、安全生産法を改正する決定が採択公布され（中華人民共和国主席令第88号）、同年9月1日に施行された。

改正後の安全生産法は、全7章119か条から成る。安全生産では、人民の生命安全の保護を第一とし、安全な発展の理念を根付かせ、安全上の重大リスクを根本から防ぎ解消しなければならない（第3条）。プラットフォーム経済等の新興産業の生産経営組織は、従業員全員が安全生産の責任を負う全員安全生産責任制を実施しなければならない（第4条）。生産経営組織の主要責任者は、組織の安全生産の第一責任者として、組織の安全生産に全面的責任を負う（第5条）。生産経営組織は、従業員に対する心理カウンセリングやメンタルケアを強化しなければならない（第44条）。危険性の高い業界・分野の生産経営組織は、生産安全責任保険に加入しなければならない（第51条）。安全生産上の違法行為が重大事故につながり、国や社会の公共の利益を損なったとき、人民検察院は、公益訴訟を提起できる（第74条）。国務院の应急管理部門は、安全生産事故の緊急救援情報システムを構築整備する（第79条）。事故調査の責を負う国務院の関係部門及び地方政府は、事故発生報告の後1年以内に再発防止状況の評価を行わなければならない（第86条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/70607d335a464c4fa053d0d514392254.shtml>

・ <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3YTY2YjgxNjAxN2E3OTU2YjdkYjBhZDQ%3D>

【台湾】外国専門人材誘致及び雇用法の改正

台湾では、2017年に制定された外国専門人材誘致及び雇用法（本誌274-1号（2018年1月）p.34参照）により、①専門業務に就く「外国専門人材」、②台湾が求める分野で専門スキルを持つ「外国特定専門人材」、③国や社会に特に貢献し、又は必要とされる「外国高級専門人材」の3種に外国人材を区分し、就労許可、居留ビザ、再入国許可等を一括した「就業ゴールドカード」を交付している（有効期間は、1年、2年又は3年のいずれかを選択可）。高齢化による台湾の労働力減少を抑え、人材誘致を更に促進して競争力を高めるため、同法の改正法が2021年7月7日に公布され、同年10月25日に施行された（総統令華総一經字第11000060901号）。

改正法は全27か条から成る。外国専門人材の認定条件となる専門業務を拡張し（第4条）、国内外で修士学位を取得した者又は主管機関が認める世界のトップ大学の卒業生は、台湾での就業経験を不要とし（第6条）、政府及びその研究機関で顧問や研究をする者等は、申請許可を不要とする（第7条）。就業ゴールドカードの有効期間内に、毎回最長3年の延長申請ができる（第9条）。ビザ無し又は短期滞在ビザで入国し、専門業務に従事する者は、ビザを申請せずに在留許可証を申請できる（第12条）。在留許可証又は就業ゴールドカードの期限を超えて在留する必要がある者は、最長1年の在留延長ができる（第13条）。永住申請の在留期間要件を緩和し、外国専門人材は5年連続、外国特定専門人材は3年連続で、毎年平均183日以上居住することとした（第14条）。条件を満たす外国特定専門人材には、税制優遇の期間を延長し、5年とした（第20条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0030295>

【ニュージーランド】 休日法の改正—流産・死産にも忌引休暇—

2021年3月30日、2003年休日法を改正し、流産や死産の場合にも3日間の忌引休暇を認める法律（Holidays (Bereavement Leave for Miscarriage) Amendment Act 2021, No.10, 2021. 以下「改正法」）が成立し、翌31日に施行された。ニュージーランドでは、6か月以上継続雇用されている被用者は、その配偶者・パートナー、親、子、兄弟姉妹、祖父母等が死亡した場合、3日間の有給忌引休暇を取得することができる（休日法第69条、第70条）。しかし、流産や死産の場合も、「子」の死亡と同様に忌引休暇を取得できるかどうかは、明確ではなかった。

改正法では、第69条第2項に、忌引休暇取得の要件として、「流産又は死産による被用者の妊娠の終了」を追加した。更に、忌引休暇を取得できる者の範囲を、妊娠が終了した被用者本人のほか、被用者が次の場合にも拡大された。①妊娠が終了した者の(a)配偶者・パートナー、(b)元配偶者・元パートナーであり、かつ自身が生物学的に親になるはずだった者、②生物学上の母又はその配偶者・パートナー以外の者で、妊娠の結果生まれた子の「主たる養育者 (primary carer)」となる予定だった者、又は③上記②の「主たる養育者」の配偶者・パートナー。これにより、例えば、依頼した代理母が流産又は死産した場合も、依頼人である被用者は、忌引休暇を取得できるようになった。

また、改正法第69条には新たに第4項が追加され、同条が適用される流産及び死産には、人工妊娠中絶に起因するものは含まれないことが明記された。 海外立法情報課・内海 和美

・ https://www.legislation.govt.nz/act/public/2021/0010/latest/LMS220706.html?search=ta_act%40act_H_ac%40ainf%40anif%40aaif_ac%40bn%40rn_25_a&p=5

・ <https://legislation.govt.nz/act/public/2003/0129/latest/whole.html>

【フィリピン】消防局現代化法

2021年9月10日、消防局現代化法（Bureau of Fire Protection Modernization Act: R.A. 11589）が成立した（同月14日公布、同月29日施行）。全4章（Title）16か条から成るこの法律は、国レベルの消防行政を担う消防局の強化及び現代化並びにそれを実現するための財源の充当について規定する。立法目的は、地域社会の積極的な支援の下で、あらゆる火災予防活動及び消火活動を通じて公共の安全を確保することであり、この目的に向けて、消防局を強化・現代化し、地域社会のニーズに応える施策を立案し、実施する（第2条）。

消防局の任務として、①自然災害、人的災害等への対応、②火災原因の調査、③消防局と連携するための地方消防局の維持、④月1回の火災予防運動及び情報提供活動の実施等、13項目が掲げられる（第3条）。また、消防局には、消防局現代化プログラムの立案及び実施も義務付けられる。プログラムの内容には、(a)全地方自治体における緊急通報システムの確立、(b)2008年フィリピン消防法（Fire Code of the Philippines of 2008: R.A. 9514. 以下「消防法」）の実施に必要な消防局の組織構造及び人員配置の改善案の提示、(c)既存の防火設備等の改善、(d)防火サービス、災害救助サービス、緊急医療サービス等、専門的なサービスの確立、(e)消防局職員及びボランティアのための研修の提供が含まれる（第4条）。

施設、機械、設備、サービスの調達に必要な費用等、プログラムを実施する費用を充当するために、新たに消防局現代化信託基金（BFP Modernization Trust Fund）が設立される。この基金の財源は、(1)プログラムのための予算（第12条で規定）、(2)消防法に基づいて徴収された全ての税金、罰金等から得られる消防局の取り分の80%、(3)消防局の余剰設備、動産等の処分による収益、(4)フィリピン議会の承認を得た予算の余剰分からの資金、(5)プログラムのために特別に用意された国内外からの融資、助成金、寄付金等、(6)この基金の利息収入から成り、このプログラムの実施にのみ使用される（第7条）。

消防局現代化プログラムの実施期間は、この法律が成立した日から10年間である。ただし、このプログラムの下で発生した未払債務等を履行するために、期限を延長することができる（第9条）。

海外立法情報課・日野 智豪

- ・ <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/20210910-RA-11589-RRD.pdf>
- ・ <https://mirror.officialgazette.gov.ph/2008/12/19/republic-act-no-9514-2/>